

\*学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ <small>(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)</small> 百日咳  麻疹 (はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)  風しん (三日はしか) 水痘 (水ぼうそう) 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発疹がか皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (状況によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症：感染性胃腸炎, マイコプラズマ感染症など)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで